

長期給付資金交付要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第21条の2の規定に該当し、地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）定款第21条第3項並びに連合会運営規則第4条及び第5条の規定により、連合会から地方公務員共済組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあっては、全国市町村職員共済組合連合会。以下「組合等」という。）に長期給付に要する費用に係る必要な資金（以下「長期給付資金」という。）を交付する場合の交付請求手続き及び交付決定手続き等に必要となる事項を定めることを目的とする。

（長期給付資金の交付額）

第2条 組合等の請求に基づき交付する長期給付資金の交付額は、年金である給付の支給期月ごとの第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に相当する額の当該事業年度の合計額とする。

- (1) 当該支給期月における長期給付に要する費用（基礎年金拠出金（国民年金法（昭和34年法律第141号）第94条の2第1項に規定する基礎年金拠出金をいう。以下同じ。）に係る負担に要する費用並びに長期給付及び基礎年金拠出金の負担に係る組合等の事務に要する費用（地方公務員等共済組合法第113条第4項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む。）の見込額
- (2) 当該支給期月の前月の末日における長期経理の資産の総額の見込額から当該経理の負債の総額の見込額を控除して得た額

（長期給付資金の交付請求）

第3条 長期給付資金の交付を必要とする組合等は、交付を必要とする年金である給付の支給期月の属する事業年度の前年度の12月末日までに、「長期給付資金交付請求書（様式第1号）」に、次に掲げる長期経理に係る書類を添えて連合会に請求するものとする。

ただし、前年度の12月末日までに請求を行わなかった場合であっても、連合会が緊急に必要であると認めるときは、組合等は請求することができるものとする。

- (1) 長期給付資金の交付を必要とする年金である給付の支給期月の属する事業年度の各月の予定出納計算表等の利益及び損失並びに資産及び負債の状況がわかる書類
- (2) 長期給付資金の交付を必要とする年金である給付の支給期月の属する事業年度の前年度の予定貸借対照表
- (3) その他長期経理の収支予定表等長期給付資金の交付のために必要な書類

(交付額の決定)

第4条 連合会は、前条の規定により、組合等から長期給付資金の交付請求があった場合において、請求内容を調査のうえ適正であると認めるときは、交付額を決定し、「長期給付資金交付額決定通知書(様式第2号)」により、速やかに当該組合等に通知するものとする。

(長期給付資金の交付方法)

第5条 連合会は、前条の規定により交付額を決定したときは、次のとおり長期給付資金を当該組合等に一括して交付するものとする。

- (1) 長期給付資金は、連合会の長期給付経理から当該組合等の長期経理に払込むものとする。
- (2) 長期給付資金は、交付請求に係る年金である給付の支給期月の属する事業年度のうち当該組合等が希望する支給期月の5日(その日が金融機関の休日に当たるときは、その直前の営業日)までに当該組合等が指定する金融機関の口座に振込むものとする。

(変更請求等)

第6条 組合等は第3条の規定により提出した「長期給付資金交付請求書(様式第1号)」において、その内容に変更があり、長期給付資金に不足が生じる場合には「長期給付資金交付額変更請求書(様式第3号)」により、長期給付資金に過大が生じる場合には、「長期給付資金交付額返還申出書(様式第4号)」により、それぞれ第3条各号に定める書類を添えて、長期給付資金の交付額変更の請求又は返還の申出を行うことができるものとする。

2 連合会は、前項の請求があった場合において、請求内容を調査のうえ適正

であると認めるときは、交付額を変更し、「長期給付資金交付額変更決定通知書(様式第5号)」により、速やかに当該組合等に通知するものとする。なお、当該長期給付資金の交付方法については、前条の規定を準用する。

- 3 連合会は、第1項の申出があつた場合において、申出内容を調査のうえ適正であると認めるときは、交付額を変更し、「長期給付資金交付額返還通知書(様式第6号)」により、速やかに当該組合等に通知するものとする。
- 4 前項の規定により連合会から通知を受けた組合等は、指定された期日までに、連合会が指定する金融機関の口座に振込むものとする。

#### (書類の提出)

第7条 長期給付資金の交付を受けた組合等は、交付を受けた事業年度の翌年度の8月末日までに、次に掲げる書類を連合会に提出するものとする。

- (1) 長期給付資金の交付を受けた事業年度の各月の出納計算表
- (2) 長期給付資金の交付を受けた事業年度の前年度の貸借対照表
- (3) 長期給付資金の交付を受けた事業年度の損益計算書及び貸借対照表
- (4) その他長期経理の収支等がわかる書類

#### (交付額の返還)

第8条 前事業年度に長期給付資金の交付を受け、本事業年度に交付を受けない場合において、第4条の規定に基づき決定(第6条の規定に基づき変更した場合を含む。)した交付額に残余があるときは、組合等は、その額を連合会に返還するものとする。

- 2 連合会は、前項の規定により組合等が返還するときは、「長期給付資金交付額返還通知書(様式第6号)」により、当該組合等に通知するものとする。
- 3 前項の規定により連合会から通知を受けた組合等は、指定された期日までに、連合会が指定する金融機関の口座に振込むものとする。

#### (細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、長期給付資金の交付の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

## 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年 月 日から施行し、平成23年12月22日から適

用する。

- 2 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）附則第 18 条第 1 項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合には、第 2 条中「を含む」とあるのは「並びに厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）附則第 18 条第 1 項に規定する拠出金（以下「年金保険者拠出金」という。）に係る負担に要する費用及び年金保険者拠出金の負担に係る組合等の事務に要する費用（地方公務員等共済組合法第 113 条第 4 項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む」とする。